

消防法に定める検定及び検定手数料について



◆ 消防法に定める検定とは

消火器や感知器に代表される検定対象機械器具等は、火災発生時に十分な機能、性能を発揮しなければならないものであることから日本消防検定協会（以下「協会」という）では、当該製品について消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく、**型式試験**（法第21条の3）及び**型式適合検定**（法第21条の2第3項）を実施しています。

協会では、**型式試験**及び**型式適合検定**の実施により、検定対象機械器具等の製品で粗悪品、不良品等が市場に流通することを防ぎ、国民の「安心」と「安全」を守るための業務を行っています。

◆ 検定手数料の費用の内訳

検定手数料は、**型式試験**手数料と**型式適合検定**手数料に分かれており、それぞれ過去の実績（型式試験の申請、受検実績）、品目ごとの需要等に照らして検定手数料を定め、総務大臣の認可を受けており、また、検定手数料の定期的な検証を行うことで、適正化の推進を図っています。

検定手数料の費用の内訳及び内訳ごとの積算費用は次のとおりです。

型式試験とは

申請者が開発等した製品が、品目ごとに定められている技術上の規格に適合していることを**協会の施設、試験設備等を用いて試験**します。型式試験により技術上の規格に適合している場合、総務大臣に対し型式承認の申請を行うことができます。

■ 型式試験 費用の内訳（9分類）

人件費	減価償却費	修繕費
消耗品費	光熱及び水料	通信運搬費
保守管理費	委託費	間接費

型式適合検定とは

総務大臣による型式承認が行われた後、申請者が量産する製品に対し出荷前に検査を実施し、型式承認されたものと同一か協会が確認します。型式承認されたものと同一と確認された場合に個々の製品に対し合格の表示を行います。

■ 型式適合検定 費用の内訳（7分類）

人件費	減価償却費	消耗品費
通信運搬費	保守管理費	間接費
検定旅費		

種別・品目	型式試験・手数料ごとの費用の内訳									
	現行手数料	人件費	減価償却費	光熱及び水料	消耗品費	通信運搬費	修繕費	保守管理費	委託費	間接費
小型消火器	22,300	6,481	2,362	269	1,375	65	138	933	893	9,784
定温式スポット型感知器	23,400	6,800	2,479	282	1,443	69	145	979	937	10,267
閉鎖型スプリンクラーヘッド	88,300	25,661	9,354	1,064	5,446	259	546	3,693	3,536	38,742
一斉開放弁	51,400	14,937	5,445	619	3,170	151	318	2,150	2,058	22,552
金属製避難はしご（つり下げはしご）	41,400	12,031	4,386	499	2,554	121	256	1,731	1,658	18,165
P型1級受信機	27,900	8,108	2,956	336	1,721	82	172	1,167	1,117	12,241

種別・品目	型式適合検定・手数料ごとの費用の内訳							
	現行手数料	人件費	減価償却費	消耗品費	通信運搬費	保守管理費	間接費	検定旅費
小型消火器	56	16	6	3	0	2	26	2
定温式スポット型感知器	23	7	2	1	0	1	11	1
閉鎖型スプリンクラーヘッド	32	9	3	2	0	1	15	1
一斉開放弁	467	136	49	29	1	20	216	16
金属製避難はしご（つり下げはしご）	187	54	20	12	1	8	86	7
P型1級受信機	74	22	8	5	0	3	34	3

※ 1円に満たない場合は、端数処理のため0円と表示されます。

※ 型式適合検定の現行手数料は、検査のきびしの区分の「高水準品質Ⅰ・標準品質」に該当する。

令和4年3月

◆ 検定手数料の定期的な検証について

協会では、内規により検定手数料の定期的な検証を行うこととしており、令和4年度に実施した検証において、過去の収支の状況、試験設備等整備計画等を踏まえた結果、現行の検定手数料を据え置くこととしました。

◆ 透明性の確保について

協会は、年度ごとに計画した予算について総務大臣の認可を受けて事業を開始し、決算後に財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表等」という。）を作成して、監事の監査を受けるとともに、総務大臣に提出することで、協会の財務状況の適正性・客観性を確保し、財務諸表等を公表することにより、運営の透明性を高めています。